

新しい東北、新しい日本創生のための5つの視点 【東日本大震災復興計画に関する第1次提言のポイント】

2011年6月8日 公益社団法人経済同友会

1. 政府案の「復興庁」よりも、あらためて「東北復興院」を直ちに設置することを提案

- 企画・立案から実施まで一元的に担い、ワンストップで迅速に対応する組織を早急につくるべき
＜東北復興院＞
 - ✓ 「省」と同格、予算の一括計上 権限と予算の一元化、縦割りの打破
 - ✓ 東北に本拠地 被災地に近く、状況把握や自治体との連携・意思疎通が円滑に
- 実行力のある推進体制のもう一つの鍵は、自治体の機能回復・強化
退職者も含めた官民の人材投入、PFIなど官民連携の強化による補完

2. 住民の合意形成や権利調整を円滑にする仕組みを提案

＜土地の権利調整の例＞

- 所有者行方不明の土地 特別立法で自治体管理を可能にし、信託・証券化して再開発
- 移転先の確保 「所有権」ではなく「借地権」を活用

3. 「特区」活用で迅速かつ大胆な復興を提案

- 特区のイメージ まちづくり復興特区、農業復興特区、水産業復興特区、ものづくり復興特区、医療・福祉特区、エネルギー特区、直接投資誘致特区 など
- 特区の対象範囲 被災地全域。ただし、東北の他地域にも適用可能。
- 特例のイメージ(例) 直接投資誘致のための法人税減免(無税またはシンガポール並み)
海外人材の受入拡大(高齢化で働き手の減った農業や水産業等)

4. 民間資金も含め、あらゆる手段で復興財源を確保することを提案

- 考える順番は、マニフェストの撤回など歳出削減の徹底、復興特別基金の創設と復興基金債の発行、復興基金債の償還財源が不足した場合の復興税
- その他にも、民間資金の活用も含め、あらゆる手段を講じるべき
政府保有株式の売却、外国為替資金特別会計の積立金の活用
「ふるさと納税」「指定寄付金」など寄付税制の拡充など
(「ふるさと納税」の年末調整による還付など)

5. 日本の信頼回復に向けて、世界に情報発信を提案

- 復興のシンボルとして、国際機関を誘致。また、国際会議を積極的に誘致
- 耐震性や新幹線の安全性など、客観的事実やデータに基づき、アピール
- 原発問題 海外専門家による第三者検証を

【提言骨子】

1. 真に実行力のある推進体制の構築を急げ

- (1) 国 「復興庁」よりも「東北復興院」を直ちに設置を
 - 「省」と同格の組織で復興行政の一元化を
 - 本拠地は東北地域に
 - 国の地方支部分局の一部移管を(実施部門に)
 - 予算の一括計上権を
 - 準備期間においても、権限と予算の一元化を(復興本部 or 国家戦略室)
 - 真にリーダーシップとマネジメント力に優れたトップの起用を
(誤った政治主導を改め、官僚機構の能力を最大限に引き出す)
 - 官民を問わず、優れた人材の登用を
 - 復興院は期限付きで
- (2) 自治体 退職者を含めた官民の人材投入で、機能回復・強化を
 - 広域連合の設置や市町村合併による自治体行政の再建を
 - 退職者も含め、官民の人材投入を
- (3) 官民連携 改正 PFI 法の活用などにより、官民連携の強化を
 - コンセッション方式、民間提案の拡大、復興事業会社の設立

2. まちづくり 住民の合意形成や権利調整を図る新たな枠組みを

- (1) 住民の合意形成に経験豊かな専門家の投入を
 - 合意形成支援のために、専門家の投入を
 - 複数の選択可能な具体案の提示を(まちづくり、防災・減災インフラ)
- (2) 土地の権利調整の迅速化を図る新たな枠組みを
 - 所有者不明の土地は自治体が管理を代行し、信託・証券化を
 - 「まちづくり復興特区」活用などで、移転や再開発を迅速に
- (3) 医療・福祉の早期再建を
 - 「医療・福祉特区」で、広域医療計画の作成、民間参入、海外人材活用を
 - 福島県における住民や原発復旧作業者の長期的な医療支援を

3. 産業振興 新しい国富を生むためのモデルづくりを

(1) 東北全域を「特区」に指定するなど、迅速かつ大胆な復興を

- 「特区」による取り組み： 手続きの簡素化、構造改革の推進、投資環境の整備
- 「特区」のイメージ： まちづくり復興特区、農業振興特区、水産業復興特区、ものづくり復興特区、医療・福祉特区、エネルギー特区、直接投資誘致特区など
- 被災地全域のみならず、東北地域全体を「特区」に指定を

(2) 農業や水産業の大規模化・法人化で、競争力のある強い産業に

- 他地域の耕作放棄地を活用した移転・一時移転を
- 「農業復興特区」活用などにより、強い農業のモデルづくりを
(農地集約・大規模化、企業参入、他産業との連携など)
- 「水産業復興特区」活用などにより、強い水産業のモデルづくりを
(漁港の拠点化、大規模水産加工基地、漁業免許の法人への付与など)
- 高齢化への対応として、若者や海外人材の活用を
(法人化の促進、海外人材の受入拡大)

(3) 製造・開発・物流拠点の早期復旧と新産業の育成を

- 「ものづくり復興特区」活用などにより、空洞化防止を
(税負担軽減、工場立地法の規制緩和、物流の規制緩和)
- 大学を核とした新産業育成を
(環境、新エネルギー、防災、ロボット等のクラスター形成)
- リサイクルや自然エネルギーを特徴とした産業育成・地域おこしを
(瓦礫の再生利用、エネルギー特区、自然エネルギーの実証実験など)
- 「直接投資特区」活用などにより、グローバル資源の活用を
(法人税の一定期間減免、海外高度人材の支援など)

4. 財政健全化の道筋の上に立った復興財源を確保を

(1) 復興財源の優先順位づけを

- まずは、マニフェストの白紙見直しなど歳出削減の徹底を
- 次に復興特別基金の創設と復興基金債の発行を
- 復興基金債の償還に不足が生じた場合には、復興税の導入も

(2) 民間資金も含め、あらゆる財源確保の努力を

- 政府保有株式の売却や特別基金会計の活用を
- 「ふるさと納税」「指定寄付金」など寄付税制の拡充を

5. 日本の信頼回復に向けて世界に情報発信を

(1) 国際機関や国際会議の積極的誘致を

- 復興のシンボルとなる国際機関の設置を
(防災に関する国際機関、世界最先端の科学技術の研究機関)
- 国際会議の積極的誘致を
(防災、原子力安全、リスク管理、環境・エネルギーなど)

(2) 耐震技術など日本の安全性の積極的なアピールを

- 海外向け放送などで、新幹線などの安全性のアピールを
- 原発問題は、海外専門家による検証を